

松戸市教育委員会会議録

平成24年10月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成24年10月定例

開 会	平成24年10月4日 (木) 14時00分	閉 会	平成24年10月4日 (木) 16時12分	
署名委員	委員長 關 英 昭	委 員	八 田 賢 明	
出席委員 氏 名	委員長 關 英 昭	○	委 員 八 田 賢 明	○
	委員長職務代理者 川村 絹 慧	○	委 員 山 田 達 郎	○
	委 員 瀧 田 泰 子	○	教育長 山 根 恭 平	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 24 年 10 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職名	氏 名	No.	部課名 及び 職名	氏 名
1	生涯学習本部長	柳 説子	21	教育総務課主任主事	橋本 欣之
2	学校教育担当部長	遠藤 雅彦	22	教育施設課主幹	樋口 幸正
3	企画管理室参事補	山口 明	23		
4	〃 専門監	高橋 昌之	24		
5	〃 室長補佐	平松 澄明	25		
6	〃 室長補佐	岡野 衛	26		
7	〃 室長補佐	堀内 文江	27		
8	〃 指導主事	千葉 貴子	28		
9	〃 指導主事	太田 訓功	29		
10	〃 主査	小宮 光生	30		
11	〃 主任主事	内藤 秀明	31		
12	〃 主任主事	藤中 孝一	32		
13	学務課長	泉 晴行	33		
14	補佐	山本 正美	34		
15	指導主事	野澤 則之	35		
16	青少年課長	秋葉 博幸	36		
17	青少年課 少年センター所長	鈴木 啓太郎	37		
18	公民館長	須田 昌彦	38		
19	教育総務課長	池上 誠一	39		
20	〃 主査	萩原 弥生	40		

平成24年10月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成24年10月4日（木） 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 委員長の選任について

(2) 議 案

① 議案第49号

松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱について (青少年課)

② 議案第50号

松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について (公民館)

③ 議案第51号

平成24年度末及び平成25年度松戸市立高等学校教員
人事異動方針並びに平成24年度末及び平成25年度松
戸市立高等学校教員人事異動実施方策の制定について (学務課)

(3) 報告等

① 新電力（PPS）による学校（小中高）への電力供給に
ついて

(教育総務課)

4 その他

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に4名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会規則に基づきこれをお認めいたしますので、ご了承願います。

最初に秘密会を開催しますので、傍聴人の方はその後に入ってくださいと、ご了承願います。

◎開 会

委員長 ただいまから平成24年10月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人、八田委員にお願いします。

◎委員長の選任について

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、委員長の選任及び議案3件、報告等1件、その他となっております。

初めに、委員長の選任についてを議題といたします。

私の委員長職の任期が10月5日までとなっておりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により委員長の選挙を行います。任期は、平成24年10月6日から平成25年10月5日までの1年間でございます。この議題は人事案件ですので、秘密会とさせていただきますことをご諮りいたします。

松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、本議会については秘密会とします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条及び松戸市教育委員会傍聴の規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴人の方はご退席願います。

お残りいただきますのは、生涯学習本部長、学校教育担当部長、企画管理室長、以上でご

ございます。その他の方は退席してください。

(以後、秘密会)

委員長 傍聴人及び事務職員の方の入室をお願いします。

ご報告いたします。

ただいまの会議によりまして、關、私が委員長に選任されました。一言ごあいさつ申し上げます。

教育委員となり、今年で9年目になります。今、松戸市は松戸市の教育改革として、特に言語教育を通じて、何らかの形で子供たちの教育に先進的な試みをしようと努力しています。私自身余力はありませんが、できるだけ協力させていただきながら、松戸市の教育に尽力したいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、引き続き議事を進めてまいります。

初めに、議席の指定を行います。

松戸市教育委員会会議規則第7条の規定により、ただいま着席いただいている席を議席といたします。ご承知おきください。

◎議案第49号

委員長 最初に、議案第49号、松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。ご説明願います。

少年センター所長 少年センターでございます。よろしくお願ひいたします。

議案第49号、松戸市少年センター運営協議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

松戸市少年センター設置条例施行規則第3条第1項の規定に基づき、次の者を松戸市少年センター運営協議会委員に委嘱するものでございます。

提案理由でございますが、人事異動に伴い、松戸市少年センター運営協議会委員に変更が生じたことから、後任者を委嘱するためでございます。

現在、16名の方々に少年センター運営協議会委員を委嘱させていただいております。今般、運営協議会委員のうち、警察関係者で構成されております3号委員に人事異動による変更が生じたため、ご提案をさせていただくものでございます。

次ページの委嘱者名簿をごらんいただきたいと存じます。警察関係の欄でございますが、松戸警察署生活安全課長、南出知之様につきましては、前任の常住功様から委嘱がえをさせていただくものでございます。

なお、任期につきましては本来2年となっておりますが、今回、前任者の残任期間ということから、ご承認をいただければ本日、平成24年10月4日から平成25年10月31日までの期間となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第49号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 異動に伴うものとして、大変任期が一月足らずということで短いということですが、この間に会議は予定されていますでしょうか、あわせて、生活安全課長さんという課長さんをお願いするようになってから前任の方が初めてだったんですかね、その前は署長さんだったと思うんですけども、現場の情報が入ってくるのではないかと期待されたこともあったんですが、過去の会議等でそういったことがありましたかどうか、あわせてお聞きします。

委員長 確認ですが、山田委員は今、任期1カ月と発言されましたか。

山田委員 1年と1カ月ですね、ごめんなさい、言い間違えました。

委員長 どうぞ、お願いします。

少年センター所長 この松戸警察署の生活安全課長さんに委嘱をさせていただくようになったのが昨年の11月からです。それまでは松戸警察署長さんに委嘱をさせていただいておりました。より子供たちの現場に近い方々になっていただいたほうが子供たちの見方、考え方、それぞれ現場に近い方のほうがいだろうということで、昨年の11月の委嘱がえのときに各機関のトップの方からより現場に近い方にかえさせていただいたという経緯がございます。

実際に子供たちに接している方々もいらっしゃいます。例えば、児童相談所の松戸の担当の方からは、本当に生の情報で一時保護の少年同士のトラブルの仲裁に入ったり、あるいはその担当者と子供の直接のトラブル等について、当事者としての苦慮しているなどの報告がいただけます。そういった生の情報はいただいています。

山田委員 今後の会議日程を教えてください。

少年センター所長 会議は、運営協議会は年4回開催させていただいております。5月と8月、そして11月、年明けの2月、ですから、今回の委嘱がえの後は、11月に第3回目の運営協議

会がございます。年明けの2月に第4回目の運営協議会がございます。

山田委員 ありがとうございます。ぜひ、現場のより正確などいいますか、細かい情報が集まって対策ができますようによろしくお伝えいただいて運営をしていただきたいと思います。取り巻く環境というか、社会的にいろんな問題も起きておりますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

川村委員 この運営協議会委員ですが、前にお話をいただいたように年間の活動方針及び活動計画について協力していただくということと、もう一つは、少年センターの運営に関してのご提言、ご指導をいただいているというお話を伺っていました。特にこの委員さんたちからの情報が大変役に立っているというお話もありましたが、最近、どのようなことが問題になっていきますか。そういう問題をどう運営協議会から、各部署というか、担当のほうに伝えて実践されていますか。

少年センター所長 今、委員さんのご質問で、最近の特に問題、あるいは議題に上がっているものということでございますが、最近、不審者が非常に多いという話を聞きます。しかしながら、多いけれどもなかなか捕まらないという状況がございます。

先日、小学生の女子児童をねらった強制わいせつ事件が連続して発生した案件がありました。この犯人逮捕に至った経緯は、一度被害に遭った子供が公園でその犯人を見かけたということですぐ母親に連絡をして、母親がすぐ警察に通報したためにその容疑者を確保したという事案がありました。犯人は16歳の男子高校生というショッキングな事件がございました。

また、不審者と言えるかどうか、今、女子高校生が通学路で見るとおじいさんと見られる方からお菓子でも買いなさいと5,000円とか、多いときは1万2,000円もらったとか、そういう話があって、同一の生徒が3回そういうことに遭ったために、通学を電車通学に変えたということを聞いています。そのおじいさんはまだ発見はされていないといった事案もございます。

前にもお話しさせていただきましたけれども、まだ少年犯罪の件数、前年よりも減少はしているんですけども、その中身で小学校の低学年の万引きがあったり、そういう子供が不良少年の手先になって万引きをしたり、そんなことが話に出ました。

警察の体制が充実はしていても受け皿になる家庭環境、これがしっかりしていないと更生が望めないという課題はまだずっと残っています。家庭環境がやっぱり最も大事だということとは以前から言われているんですが、地域全体で子供たちを見守って、そして考えていかなければいけない問題だと思います。

以上でよろしいでしょうか。

川村委員 もう少しいいですか。各委員さんたちは重責を担っている方たちがなっていますが、以前にだれか委員さんの方から、運営協議会の中で若い人たちの意見をどう反映させているのかというようなことが話題になったことがあると思いますが、協議会の中での若い人たちの意見をどういうふうに反映させているのでしょうか。

少年センター所長 その若い方というのは、委員さんに若い方を登用するという意味ではなくて、周りの若い人たちの意見。

川村委員 周りの人たちの意見です。

少年センター所長 16人の方に委員さんになっていただいておりますが、その中には小中高の学校の校長さんにもなっております。そういった意味では、常に子供たちを見ている方たちに委員さんになっていただいております。ですから、自身が若くなくても子供たちを常に見ている方たちのご意見、ご指導はかなり具体的な話をいただけるということです。

川村委員 それが委員会のほうに反映させているということですか。

少年センター所長 そこで話をいただいて、ご指導なり、情報提供をいただきます。それが今度、我々が例えば学校警察連絡協議会とか補導員の地区会議とか、そういうところに持ち出して話をさせていただいています。

川村委員 わかりました。

山田委員 これはそういう見方をされているかどうかをお聞きしたいという意味ですが、昨今のいじめ等の問題がいろいろと取りざたされている中で、半ば犯罪に近いと言われているような例もあるやに聞きます。少年センターというものの守備範囲というか、どのようなかかわりを、例えばいじめ問題の中の犯罪に近いようなことの場合に、それが校内で行われているのか、校外で行われているのか、あるいはネット上で行われているか、いろんなケースもあり得ると思うんです。特定のことを言っているのではないんですけども、そういうものに少年センターというのかかわるのでしょうか、どうでしょうか。個人的な意見は別にありますけれども、実際にそういう視点を持っていらっしゃるかどうか。

少年センター所長 いじめの問題につきましては、私ども少年センターの中に相談窓口がございます。その電話相談、あるいはこちらに来所していただいて相談を受ける、そういった事業を行っております。そんな中で、いじめの相談が今年度8月末で2件ほどございました。それは円滑な解決をされるよう助言、アドバイスをしたり、また、他の機関を紹介したり、そういった親身な相談活動をしているところでございます。

山田委員 ありがとうございます。少年センターで窓口を持ってやっていらっしゃるということはわかりました。個人的な意見としましたのは、いろんな窓口があつてわからなくなかないようによく整理をしていただきたいので、少年センターのミッションであるかどうかということとともに、やっぱり学校が軸だと思います。学校を補佐する連携がとれているかということが大事だろうと思うので、少年センターの中で警察の方もこういう委員に入っていれば、その連携を余り複線化してわかりづらくなかないようにしながら現場の学校の中でよりよい環境づくりができるように、そういう交通整理はよくやっていただきたいなと思います。これは少年センターだけの問題でなはいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 山田委員のご質問と川村委員のご質問に関連しますが、「松戸の教育」の64ページを見ますと、少年センター運営協議会のところに少年センターは街頭補導、少年相談、広報啓発、関係機関との連絡という役割が書いてあります。しかも関連する機関等については、警察、児童相談所、家庭裁判所、健康福祉センター、各小中学校、高校まで含めるとあります。また、関係団体として学校警察連絡協議会、民生委員児童委員協議会、保護司会、PTA連絡協議会、青少年相談委員連絡協議会、少年補導員連絡協議会とあり、その他に少年補導員の教育があると記載されています。学校の外でいろんな機関、多くの市民の皆さんの協力を得て少年センターの適切な運営を図っていることが、よくわかります。

山田委員や川村委員の質問は、それだけしっかりしたものを持っているのだから、組織として、特にいじめの問題についてもそれらの機関と連絡を密にしながら、適切な運営をお願ひしたい、という趣旨だと思うんです。そういう意味で、何かその辺のお考えがあるのかどうか、またこれまでどんなことをやってこられたかということで、何かありましたらお願ひします。

少年センター所長 いじめの件については、直接私どもの事務分掌にはございません。先ほどの相談活動の中で相談を受けているということです。先ほど委員長さんおっしゃられたように、少年センターの活動の主な業務は、街頭補導活動と、先ほど申し上げました少年相談事業、それと広報啓発活動、その他補導員の研修会などがメインになっていまして、そのいじめの件についての電話相談は教育委員会の中の部署とももちろん連携は必要ですけれども、少年センターの分掌ではありません。

委員長 なるほど。特にいじめに特化してこういうことをやっているというものはないということですね。

少年センター所長 それはございません。

委員長 ということですが、何かそれについてご意見ありますか。

瀧田委員 いつも少年センターの運営委員会のことは教育委員の皆さんも関心がとても高いと思うんですね。ということは、これだけの機関から代表者の方が集まって多くの情報を提供しているというところから、何が発信されるか期待されるところですが、臆測の域を出ない感じがまだあります。

そして、不審者とか万引きとか、そういうことは起こったことであって、犯罪のあったということも、もちろんそれは情報としてきちんと処理しなくてはいけないのは当然なんです。が、予防・啓発の発信を期待しています。先日も人権擁護委員から中学生作文を募集しましたが、その中でインターネットによる誹謗中傷というのが大変数多くなってまいりました。とまどいと不安が見られます。

それから、児童の虐待も多くなっています。児童相談所の手が足りなくて大変だと思えます。情報が入ってきても、なかなか簡単に救済の輪ができないようなことを聞きますので、それも虐待が起こってからではなくて何かもっと前に、広報啓発としての有効な発信をして、予防的な活動をしていただきたいと思います。

少年センター所長 広報啓発活動させていただいておりますのは、まず、年度初めに市内公立小中児童生徒全員に、リーフレットなんです。「非行防止は家庭から」というタイトルで、子供を通じて保護者に配布、ことしの4月に配布した中に、今委員さんがおっしゃられたインターネットの関連で、国の青少年のインターネット環境整備法を受けて、この7月1日に県の青少年健全育成条例が一部改正されました。フィルタリングの強化とか、そういったものが施行されましたので、その内容を4月のリーフレットには盛り込んで広報を行いました。あと、10月にもまた全校児童生徒を通じて保護者配布する予定の、こちらは電話相談の案内ですけれども、「お母さん、お父さん、悩んでいませんか」というタイトルで、発信する予定です。

瀧田委員 それは学校を通して配るんですか。

少年センター所長 これは、少年センターから学校、児童生徒を通して保護者に。

瀧田委員 児童生徒に配る、学校から。

少年センター所長 学校を通してです。3万六、七千枚つくりします。

瀧田委員 そういうのをちょっと解説入れて、ただ配るだけじゃなくて、解説を入れてきちんと教育する場が必要だと思います。インターネットの誹謗中傷への対処の仕方とか具体的に

教える場。それから、子供が虐待を受けたときに子供自身が相談できるような、親が相談できればそんな問題は起こらないわけですから、子供自身が自分で行動できるようなものであってほしいなと思いますが、もうしてくださっているということでしたので安心したところです。今後ともよろしくお願いします。

委員長 それとの関連で、先程山田委員がおっしゃったように若い人の意見が反映されるととっても有効かなと思うんですよね。つまり、「松戸の教育」の65ページ、66ページを見ると、小中高、大学生別、それから有職か、無職かということで、有職少年、無職少年というふうに分けて数字が出ています。これだけしっかりした統計をとっておられるわけですが、その中にいじめもありますか。

少年センター所長 電話相談ですね。

委員長 電話相談の受理件数です。その中の項目でいじめというのがあります。それだけではなく、不登校、家庭、しつけ、健康、性格と、それぞれ分類しておりますね。今問題なのは、いじめの問題が社会的に大きな問題になっている、特にそれに関する質問だったと思うんですね。そういう意味では、いじめのことはどちらかという若い人に聞くというのも有効な予防手段になり得ると思うんです。

したがって、本日ここに出されている委員の皆さん方の名簿は相当な地位にある方、見識のある方とお見受けしました。しかし、そういう方だけではなくて、若い人の意見を吸収するチャンネルを持つてほしいという要望です。その意味で、委員の人選に若い人が加わりそれがうまく機能すると、特にいじめ等の予防になり得る可能性があるということも考えていただきたい。それをどうするか知恵を絞っていただきたいですね。山田委員、そういう意味でいいですか。

山田委員 恐らく先ほどの答弁だと、いじめは直接の担当ではないというご発言がありました。だから、そこが少年センターは恐らく何かその情報を上げるという、窓口や電話相談等で来たものについては上げるという、その機能を果たせるわけですね。

少年センター所長 そうですね。

山田委員 だから、そこはそうならそうではっきりとそれをしっかり果たすということで、いじめと今一般に言われていることは非常に多岐にわたるので、そこに対してアンテナを十分張って役割をそうであれば果たすと、いじめという問題を総合的に考えるヘッドクォーターはどこか別なんだとすれば、そこにしっかりつなげていただきたいと思います。關先生がおっしゃったのもそうで、今回委員の選任ですから警察の方が人事異動、これはいいんですけ

れども、やっぱり昔からある非行に対応して、件数としてあらわれる顕在化したものを見るには多分こういう方々のこういう陣容なんだけれども、どうも今起きていることは、エネルギーをそっちにぶつけても、何か非行という目に見える形に、昔のようにそういった明らかな姿で見えないことに多くの原因があるような気がしているんですね。それがこの方々で拾えるのならというところがどうも不明です。少年センターの担当である少年犯罪とか非行とかに対応する入り口で、おっしゃるようにその原因は家庭環境に原因があるんじゃないかという結論を持っていらっしゃるというのは、リーフレットは「非行防止は家庭から」というのを配るし、それから、インターネット環境に気をつけてくださいということを伝えているということですから、目はそこに向けていらっしゃると思うので、あるとすると、こういう陣容でいいのかなという見直しは常にさせていただきたいというのが前から申し上げていることで、どうも今の社会の変化より少しちょっと前近代的な感じがするというのがどうも否めないんですね。

毎回そうなんですけれども、これはすぐに変えられることではないかもしれませんが、ただ、どんどん子供たちの取り巻く環境が変化していることをどう拾うかということに関して、この委員の方々のアンテナが届くように運営をしていただきたいということで、そこで少年センターの担当の方をお願いしたいというふうに思います。

川村委員 外遊びをしている子供たちが以前より少なくなってきたという声を聞いています。最近インターネットでのブログ・ツイッターなどにおける犯罪も起こっています。この間ニュースで、高校2年生の男子が、部屋に閉じこもっていて40時間もゲームをやりっ放しで、不登校になってしまっていることを知りました。その辺あたりのところの把握も、必要ではないでしょうか。

少年センター所長 そういう情報を得られれば、もちろん対応させていただきます。

川村委員 警察はその辺のことキャッチしている部分もあるだろうし、児童相談所もあると思います。そういうような事例が出てきたときに、この審議会としてはこれをどういうふうにして具体的に担当のほうに伝えて、それをどう実践していくかというあたりがうやむやではないかと思います。そこのところを明確にしていってけるとありがたいと思います。

少年センター所長 我々が得た情報があれば、その協議会の中で皆さんに情報を発信して共有して、それについて議論をしてもらおうと、その方向性を見出すとか、そういったことは可能です。

インターネットなんかも、本当はパトロールとか、市内の中高生がやっているネットのパ

トロール、やりたいんですよ、やりたいんですけども、組織、予算等々固まった中でできる範囲が決まってきてしまいますので、それは去年の平成23年から県が実施をしてくれました。その情報を得ています。それで、我々が今度皆さんに地区会議とか、あるいは協議会でそういった情報を発信しているというところです。

瀧田委員 ちょっといいですか。たしか、私、記憶違いだったらごめんなさい。定員は20名まででしたよね。

少年センター所長 そうです。

瀧田委員 そうすると、今16名ですので、少し今の若い青年、少年から青年になるあたり、そのぐらいの委員も加えて、現在の若者が抱えている問題というものを直に話せる、そこから何か動くということではないにしても、情報として生の声を聞くという、あと2枠でもふやすことは可能なんではないかなと思ったりして、20人という枠を、予算的なことも多少かわるんでしょうけれども、年に4回ということであれば、やはり若い層というものを少し取り入れていただいていいかと思えますけれども。

少年センター所長 確かに規則的には20名以内という規定がございます。ということは、ふやすことは可能ではありますが、近隣市の状況とか予算等をかんがみますと、現状の16人をお願いしたいというふうに考えています。

委員長 話はよくわかりました。いずれにせよ、山田委員が前近代的なという言葉が使われた程に若い人は感じているわけでしょうね。最近は新しいソーシャルネットワークを使った犯罪や、あるいはいじめや、あるいはその他もろもろの事柄が新しい現象として出ています。それらにどう対応するか、この人たちで対応できる部分もあるけれど、もうちょっと違う人たちに入ってもらっても可能ではないかということですね。その辺も考えて、松戸市における少年センターがどう機能していったらいいのか、それをきょうお選びいただく運営協議会の中でどんどん議論していただきたいということですね。

少年センター所長 ありがとうございます。

八田委員 お答え頂けない内容かもしれませんが、是非、説明してください。この委員の中にPTA連絡協議会の会長さんがおられますが、この方こそ、学校の保護者の代表と考えてもいい立場の方ですね。ただ今、いじめのことはこの協議会の場では関連がない趣旨のお話がありましたが、この保護者の代表の方が、これまで少年センターの運営委員会の場で、今はいじめ問題についてどんな発言がされていたのでしょうか、過去のものでも結構ですので説明していただけますか。いじめ問題は学校や教師に負おうところがあるでしょうが、その生

徒の保護者との関連も大きいと思うものですから。

少年センター所長 前回、運営協議会が8月21日に開催をさせていただきました。そのときに、このPTA連絡協議会の会長さんのお話では、その後の9月の講演会のお話がありました。子育て相談会を9月12日に予定しておりますと。あと各地区においての夏祭りのパトロールを行いました。その報告は次回の連Pで行いますと。いじめについては、昔と今ではいじめの質が変わってきていると思いますと。センターの電話相談の報告での学童のいじめの件に触れ、いじめられて学童に行かれなくなった子供たちが行き場がこれからあるのか考えると心配になりますと、そういったお話で終わっております。

八田委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 恐らくPTAの皆さんはいろんな情報をつかんでおられて、いろいろと議論も重ねておられると思います。それらを、この連絡運営協議会に意見として出していただいて、皆さんで対応策を考えていただきたい。なおかついじめに対しては学校と連絡を密にとりていただいて、なるべくいじめ等を予防することに努力してほしい。事後的に救済するのはとても難しいので、予防することが大事なんです。それを工夫していただきたいと思います。少年問題は少年センターにいろんな形で来ておりますが、そこを我々も期待しているし、お願いしたいということです。

それでは、議案第49号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、議案第49号を採決いたします。

議案第49号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第49号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第50号

委員長 次に、議案第50号、松戸市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。ご説明願います。

公民館長 公民館長でございます。議案第50号、松戸市公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

社会教育法第30条第1項及び松戸市公民館の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、次の者を松戸市公民館運営審議会委員に委嘱するものでございます。表のほうをござら

んください。

区分、学識経験者。氏名、石田貴士。役職等、千葉大学大学院園芸学研究科助教。任期、平成24年10月4日から平成26年6月2日まで。

提案理由につきましては、平成24、25年度の公民館運営審議会への答申を公民館事業に対する市民ニーズの調査についてということとしました。このため、マーケティングとかアンケート調査で官公庁の統計データを研究されている専門的な石田さんのほうに、新たに学識経験者1名として委嘱するものでございます。

なお、公民館運営審議会の定数につきましては、10名でございます。現在9名ですので、この場での分が1名でございますので、そのところに入れていただくということでございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。議案第50号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

瀧田委員 石田先生については、何の異存もございませんでお願いしたいと思います。9名から10名にふやされてよかったと思いますが、学識経験者は大体大学関係で、学識経験者の皆さんになっていただいているみたいですが、ご専門の学科を教えてください。一番上の齊藤先生はわかりますけど、そのほかがちょっとわからないので。

公民館長 松田先生につきましても、やはりマーケティングの専門で、O-157の牛の流通系統とかを研究されている方でございます。牛が産地からナンバーをつけるという、O-157の病気が出たときに、どこの牛が生まれてどこまで流通するんだという機構を考えられた先生でございます。

それから、和田先生については、文学の先生でございます。

山口先生につきましては、麻酔科の准教授ということで。

瀧田委員 歯科はわかりますけど、わかりました。

松田先生は、そうすると動物学とか、そういう方面ですか。

公民館長 経済としての流通の部分の中で、経済流通です。

瀧田委員 わかりました。公民館事業にかなり力を入れていらっしゃる方たちをお願いしているなと思うんですが、社会教育委員と2つに分かれましたよね。社会教育運営委員会と、公民館運営委員会とのはっきりした区別というか、違いに明確なものがあったら二、三教えていただきたいんですが、私たちから見ると、よくわかりませんので。

公民館長 現在、社会教育課長さんがいらっしゃらないので、勝手に一方的な公民館からの見解になりますが、基本的には社会教育課については、事務分掌にもございますように、原則的に社会教育全般を見るというふうな考え方が、そこの企画だとか計画について社会教育課が担うと。そのうち公民館のほうについては、社会教育法で定められております事業についてほとんど公民館が事業を行っているということで、その事業については公民館が担っていますので、その事業の内容について公民館というのは現場、機能と施設という形の中で公民館が担って、計画的なものを社会教育課がやるというようなイメージでございます。

ただ、現状は社会教育課の中にも文化団体だとか社会教育関係団体ですとか、内容について持っている部分もありますけれども、それとは現在いろいろ協議をしております、協力して事業については取り組んでいます。

瀧田委員 何となく学識経験者とか見ると、現場にちょっと遠い社会教育の現場に精通している方というのはむしろ入れないようにしているのかなと。

公民館長 基本的に市内4大学の中で、社会教育の精通の方は個別に聖徳大学の例えば社会教育学の先生なんか、今回聖徳の齊藤先生が入られていますけれども、基本的には講座に個別講師として来ていただいたり……。

瀧田委員 そういう方に任せないの。

公民館長 あえて除いているわけではないんですが、偏らないように注意をしているということです。

瀧田委員 そうですね、わかりました。ちょっと現場の状況がどのように運営委員会の方たちに理解していただいているのかと思って。

公民館長 ただ、答申をかけますので、ある程度答申に沿った形で多少大学の中にもお願いしまして、答申の内容に沿ったことの回答ができるような方を選ばないと、なかなか2年間で回数が少ないので、なるべくそういう方を選ばせていただいております。

委員長 松田先生の千葉大学大学院における所属学部はどこですか。

公民館長 やはり園芸学部になるんです。園芸学部ですけども、学科的には流通の経済流通だと思いました。

委員長 そうですね。それでO-157のことがよくわかりました。いわゆるトレーサビリティをやっておられる方ですね。

公民館長 そうです。

山田委員 石田先生にお願いした理由が、公民館に対するニーズの調査がテーマになったから

という理由とお聞きしました。そのテーマをもう一度正確に教えてください。

公民館長 すみません、テーマというよりも、データの分析だとかアンケートの作成、その集計等についての専門的な意見をいただきたいと。今のテーマのお話ですけれども、公民館の事業たくさんございますので、今回は前回のときたしか申し上げたと思いましたが、学校の各学級に対する家庭教育、支援等に対する調査を教員と保護者の方にかけていきたいというのが一つ、この24、25の公運審のニーズ調査では考えております。

ただ、専門なので、分析の仕方とかこういうアンケートのとり方がいいとか、そういうものを石田先生にお願いしたいと。

山田委員 わかりました。公民館として取り組む大きなテーマ、家庭教育の支援が一つ大きいですよというふうにお聞きしていいですか。

公民館長 そうですね。今年度でできること、本当はもっとすべての講座について、ここにあるようにニーズの調査をしていきたいというのが本音なんです、現実的な問題で、各学習講座については独自のアンケートをとっております。ただ、それがいいのか、悪いのかということについても、この会の先生たちに改めてお願いをすることとし、でも、成果として出せるものとしては、家庭教育学級のアンケートの全校調査を次年度あたりに実施したいと、それに向けた準備を。

山田委員 家庭教育学級の話ですか。今家庭教育学級のおっしゃいましたけれども。

公民館長 基本的には公民館事業なんです。家庭教育学級も公民館事業です。全体のいろんな事業があります。成人講座ですとか大学連携講座ですとか、そういういろんなカリキュラムの中で家庭教育学級という事業がありまして、それには市が44校すべてに家庭教育学級が設置されております。ただ、そのことについて教員の方だとか保護者の方の認識だとか、そこでどういうことをやったらいいのかということについては、昨年度答申をいただいた中でちゃんとニーズ調査をなさいというような結果が出ました。それに対応する形で、一応今年度と次年度に向けて、各学校で全校調査をしたいということの部分が多いようです。

山田委員 わかりました。正確に言うと家庭教育の支援じゃなくて、家庭教育学級の運営についてということですか。私は、家庭教育の定義が毎回ちょっとご説明がわからないんです。先ほど、いじめの話だけを別の課の方としました。家庭が大事なんだというお話なんです。ここがポイントなんです、今の時代。だから、その役割を果たすのか、果たさないとか、別の視点があるのか、そこをはっきりして、もしあるのであれば非常に大きなポイントがここ

にあるわけですから、手段を持っているわけですから、明確にそこにもっと傾注すべきだと私は意見として思うんです。

ところがそれが、既存の公民館事業のたくさんある中の、話はいろいろあるんですけども、どういう家庭教育をしてください、あるいはこういうことが大事ですというメッセージを公民館事業として発信されるのか、あるいは何か学級の運営ということについてなさるのか、そういう犯罪防止とか非行防止とか、あるいはいじめ防止、いろんな面でカリキュラムが大事だということは前からわかっているんで、それが範疇なのか範疇でないのかいつもわからないので、そこをちょっと明確にさせていただきたいんですけども。

公民館長 ずっとここ2年ぐらいこの場でも述べさせていただいております。基本的に家庭教育学級というのが昭和39年に始まった国の家庭教育事業なんです、そもそも。地方自治体が担っていたときには、各地方自治体は国からの補助金を受けまして家庭教育学級を開設しました。松戸は、そのときから家庭教育学級を開設しています。現在に至ってしまして、現在44校すべてにその家庭教育学級があると。

平成15年の文科省の答申において、家庭教育についてはどこが扱うかという話になったときに、公民館の設置及び管理に関する基準の中で公民館事業として家庭の学習活動だとか、支援事業は追加して行いなさいよということになりました。それに基づいて一昨年、その前ぐらいからですかね、公民館として家庭教育学級及び家庭教育支援に取り組んできております。それで昨年度の答申案にございましたように、家庭教育学級等の支援についてのご答申をいただきまして、そのときに現状の学校だけでなく、幼児期からもっと上まで連続的に物を見てきなさいと。ただ、とりあえずは小学校の中のニーズもわかっていないとするのであれば、そのニーズを調査したらいかがですかということについて、今回この調査をかけるということと、今、山田委員さんが質問されているように法律的な部分で言うと、ある意味は家庭教育における小学生以上、児童生徒における家庭教育については、現行では公民館が担うこととなっています。

山田委員 市内44校にある家庭教育学級じゃない部分で、家庭教育の支援を公民館で事業として行うんですか。

公民館長 それは、幼児家庭教育学級、それから中学校版家庭教育学級で、幼児については年間20回、中学校版については10回、講座という形で広報で募集しまして、もちろん保護者の方なんですけれども、保護者の方に啓発の、先ほど關先生おっしゃいましたけれども、予防という部分の領域を公民館のほうで担うというような役割だというふうに考えています。

山田委員 ごめんなさい、やっていらっしゃるのであれば、そこでいじめ等につながる家庭環境の整備については、公民館だけの議論じゃなくて広くお伝えをいただきたいんです。それが数としてどれぐらいの数の方に伝わるのか、どうやったら広げていけるのか、小学校の家庭教育学級は非常に細々としていますから、はっきり言ってそれを事業と言うには非常に心もとないぐらいの規模なんです。そのほかに公民館でやるのかやらないのか、それが柱だと、公民館事業の柱だということで、公民館の運営審議会の委員をまさにニーズの調査をするためにマーケティングの先生に入っただくという委員の選任でしたから、それが家庭教育学級の話なのか、広く家庭教育でどういうことをやっていったらいいのかというお話なのか、どうもちょっと学級の運営委員会のところも既存のことをそのままやれみたいなことにちょっと聞こえるものですから、そうでないのであれば、せっかくこういう先生が入るのであれば、広くやってきちんと今の時代の家庭教育、どこまで共通項で行政が発信できる、あるいはみんながそういう議論をする場をつくれるのかということに力を入れていただきたいというふうに思います。

公民館長 おっしゃるとおりで、広くなればおっしゃるとおりで、逆に家庭教育学級だけのニーズ調査ではないとしています。ただ、その内容も、国でも全国の小中学校含めて結構なサンプル数のデータはとったりはしております。その中でいじめというよりも、根本的に予防の観点からのいじめ対策だけではないという、全体の調査の中で、特に教育委員会の扱う部分についてはいじめが前面に出てくるわけではなく、やはり保護者の方たちの仲間づくりであるとか、学習機会の提供ということが基本的なスタンスとして進んでいると。あくまでも予防の領域でありますから、それに対する対処的な問題のことと、それから予防的な啓発活動のことと区分する意味では、公民館としては予防的な内容を把握できるようなアンケートの内容になっていくということでございます。

山田委員 わかりました。だから、いじめ対策とか、そういった起きてしまうことに対する対応は勘違いですよということですよ。わかりました。わかったので、ぜひそういう情報を各課で縦割りじゃなくてやっていただきたいんです。原因はここにもあるとって私はいいと思うんです。いろんな子供たちに起きることだから、そこら辺をぜひ委員の先生方で深めていただきたいと思いますし、そういう視点を必ず会議の中で提示をされて、すべての課題を同じようなことをやるということは、これはあり得ないので、その中でどういうような共通認識をみんなが教えたらこの子供たち、あるいは社会を担う家庭としていいありようなのかということについては、ぜひご提言をいただきたいというふうに思います。

川村委員 今、いろいろとお話し伺いまして、やっぱり家庭教育学級のニーズ、そこから家庭教育の必要性というのが出てきて、それを予防的にやっていくというお話でした。それは大事なことだと思います。公民館の果たす役割は地域社会にとっては本当に大事なところなんです。現在、各種講座はどのくらいありますか。

公民館長 各種講座ですか。年間で、公民館だけで約3万5,000人ぐらいかかるぐらい各種講座としては参加があります。講座数については、それぞれ前期、後期、当期と合わせまして大体150講座ぐらい行っています。

川村委員 ぜひ、地域社会の大切な役割を果たしていますから、活発にお願いしたいと思います。

委員長 山田委員の質問に関連してお伺いすると、家庭教育を支援することの中身は、公民館運営審議会の中でその問題も議論するという意味ですか。家庭また教育支援について、公民館だけで行うのですか、それとも他の部局との関連性はありますか。

公民館長 もちろん保健部門であり、医療部門で言えば保健福祉課等と乳幼児期からの関係で、そことは一緒に連携の講座、やはりこれも啓発講座になりますけれども、啓発講座を年2回ぐらいやるということと、あとは子育て支援課の親力支援担当室ともフェスティバルをやったりとか講座の協力を現実的にはやっている。情報がまるっきりないというわけじゃないんですが、ただ、現実的には、おっしゃられるようになかなか幼児期における問題と学校における問題というのは多少段差があるというのも認識していますので、そのところをなるべく埋められるようなところを今何とか努力をしているところでございます。

委員長 先ほどお伺いした少年センターとのつながりはないということですね。

公民館長 要は、逆に言うと学校から上がる、要するに、先ほど予防なのか対策なのかという問題は微妙なところなのかなと。要するに、青少年センターに入るものももう現場として困ってすぐ対応しなきゃいけないことと、それから、もう少し啓発すれば何とかなるものというものは多分あるのかなと。できれば、うちのほうは家庭教育のネットワークなり、PTAのネットワークの中でそういうご意見を吸い上げられるような仕組みを今何とかもう一回つくり直そうとしていると。

委員長 その区分けはわかりました。ただ、要は単純に言えば、少年センターとそういう連携があるのかなのかです。

公民館長 今のところはないです。

委員長 もう一つ、先ほどの質問との関係でお聞きしますが、家庭教育に関して、家庭教育支

援も含めて今何が問題だという認識でおられますか。今一番問題となるのは何だという議論されていますか。

公民館長 公民館の中で、私見でもよろしいですかね。公民館として、対象者で、この人たちはやらなくて良いよなって人たちがグループとして来るんですね。本来、だから対策をしなきゃならない方たちが、一生懸命余裕がある方たちは、現実的な問題として集まっていたいて家庭教育学級、先ほど山田委員さんもおっしゃっていたけど、本当に一生懸命やってくれるんです。変な言い方ですけど、ひょっとしてこの人たちは自分たちでもやっていただける。だから、そうじゃないところについてどういうふうに入っていくのかというところが最大の課題で、それを今回調査を含めて、やっぱりこれは学校との連携ですので、幸いなことに社会教育指導員さんとしまして、学校の元教員さんが昨年度からふえて入ってきていますので、引き続きその辺の方と協力をしながら、学校現場との連携を図っていきたいというふうを考えているところです。

委員長 そこが一番肝心なんです。その辺のお互いの因果関係があるかどうかはわかりません。問題を起こした子供たちと、来てほしいという家庭との因果関係はわかりません。わからないからはっきりしたことは言えませんが、そこを分析しないと何をしたいかということは見えてこない。その分析はぜひしていただきたい。とっても難しい作業になると思います。

しかし、委員のお名前を拝見しますと、先ほどの少年センターのメンバーとも重なっている人もおられます。そういう意味ではいろんなところに関係する方がおられるわけですから、要は子供たちの安全・安心には家庭が一番基礎にあることを前提にして、それと周りをどういうふうにつないでいながら、それを確保していくかですよね。どこがイニシアチブするかわかりません。わからないけど、それぞれ関連する部局がお互いに関連する部局と連携し合って機能的な議論をしていただきたい、対策を練っていただきたいということですね。

山田委員 現場の仕組みというか、踏まえてやっていらっしゃることは大体わかりました。わかったんですけども、やっぱり先ほどの議論で少年センターのときに、例えばネット中毒になっちゃった16歳の高校生がいる。これは少年センターの範疇かというと、犯罪にもなっていない、外で暴れているわけでもありませんからこれは違うんですね、恐らく、担当じゃないという認識だと思うんです。

そこからゲームで、例えば非常に攻撃的なゲームに何か感化されてしまって、本当に外で刃物を振り回すとこれは多分そうなる。ところが、原因はそこにあって、原因があるという

ことと、家庭教育でそこら辺をまず家庭の中でそういう状況をどうやったらつくらないようにできるのかということがとても大きな問題なんだけれども、少年センターですから、公民館ですから、というからにはまさに縦割りで、そうじゃない、子供たちの負の部分というのをどこかでまとまった議論をしていただきたい。やっぱりこれはかなりの力のある場面で議論をしていただいて、そうすると、ある程度もう少しはっきりしたメッセージは言えるんじゃないかと思うんですよ。

人の家庭に首突っ込むなと行政は言われるかもしれないけれども、今そこからやらないと本当に問題解決しないという、言ったってそんな簡単に解決しませんから、だけど、本当に何をやるかが、關先生おっしゃるような何をやるかと本当に導き出すのは難しいんだけど、やっぱり共通項はどこかで強く発信を、公民館はそれを受けてこんな方法、少年センターはこんな方法、あるいは学校ではこういうものとか、あるいは保育園、幼稚園にはこういう教育法とか、そういったところは本当に小さな、例えば、もしかしたらそれがあいさつなのかもしれないし、家の掃除なのかもしれないし、そんな修身のようなことは今はやらないということじゃなくて、何か具体的なポイントに形にして出していくということを、松戸市は人口48万人だからできませんじゃなくて、近隣市がやっていないからできませんじゃなくて、そういう具体的な新しいことをどこかでひねり出さなきゃならないと思うんです。だから、公民館だけにこれを求めるのも酷だなと思いつつながら關先生のまとめを聞いていたところなんです。

委員長 社会は時代の経過と共に変わります。だから、昔と今は同じではない。だけど、同じ部分もある。その同じ部分は従来のやり方で検討してもまだ間に合う。違う部分をどういう形で議論するかということはどう追いかけるかです。今一番問題なのは格差の問題です。昔の1億総中流という時代は終わって、今は格差が物すごく大きい。もう一つは、家庭の分解です。これはドイツの社会学者であるベックという人が朝日新聞で書いています。最近の怖いところは、家庭が壊れている。この意味はとても難しいから簡単には言えませんが、それを前提にして我々は家庭をどういうふう理解したらいいかなんです。

家庭の壊れていない人は当然いる。それはそれで家庭支援ということを考える。新しく起きている問題に対して、これは新しい立場で、新しい考えでどう対応していくか、また、支援していくかということを考えなければいけない。これはとても難しいけどやらなければいけない。そういう意味では教育長にもひと踏ん張りしてもらって、松戸市における青少年がどうやって安心・安全に松戸市内で生活できるかを真剣に考えていただきたい。そして、そ

れを市、社会、市民全体、あるいはいろんな機関、それらが協力してどういうことができるかということを議論してほしい。今は、そういう時代なのかもしれないですね。

したがって、簡単に解決はできないけれども、少なくとも第一歩を踏み出そうと、そんなことで教育長、いかがでしょう。

教育長 難しくて、何て答えていいかわからないです。

瀧田委員 ちょっと質問させていただきます。先程のお話しでは調査して、どういうニーズがあるかで、次の事業を検討していただくんだと思うんですが、調査対象にしている利用者が3万人とおっしゃいましたが、多分かなり重なっていて、利用する人は利用するけれど、本来来てほしい人はなかなか来ないと現実だと思います。それに対して、会場、開催の時間、例えば日曜日とか夜とか、または子供を連れてきてもいいとかということは、工夫をしたらっしゃるのでしょうか。

公民館長 講座の部分については、日曜日にやることもございます。ただ、日曜日にやることについては、世代的に若い方たちが集まれるようなことをやってみるんですが、現実的にはその世代は土日にやろうが、夜やろうが集まらないというのが一つ現実としてあります。高齢者といったら失礼ですけれども、大体60歳を超えている方たちについては、日曜日であれ、夜遅い時間でない限りは、どこでもどの講座をやってもほぼ満タンの状態です。

瀧田委員 やっぱりそうですよね。そうはいつでも、来にくい人たちに来やすいような設定をしてあげるのも一つかなというふうに思うんですね。

公民館長 例えば、婚活講座をやってもお母さんが来ちゃうんですね。婚活対象が来ないで親が来るというようなことが結構あったりとか、なかなか若者の参加をどうするのかというのは本当に大きな課題になっています。

委員長 ほかにいかがでしょう。よろしゅうございますか。

本議題は、公民館運営審議会委員の委嘱の件なんですが、中身としてはいろんなことをお伺いすることができました。ありがとうございました。

それでは、議案第50号の質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第50号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「いいです」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認め、議案第50号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第51号

委員長 次に、議案第51号、平成24年度末及び平成25年度松戸市立高等学校教員人事異動方針並びに平成24年度末及び平成25年度松戸市立高等学校教員人事異動実施方策の制定についてを議題といたします。ご説明をお願いします。

学務課長 学務課長です。よろしくお願いいたします。

議案第51号、平成24年度末及び平成25年度松戸市立高等学校教員人事異動方針並びに人事異動実施方策の制定についてご説明申し上げます。

本件につきましては、千葉県公立学校人事異動方針及び千葉県高等学校人事異動実施細目を受けて本市の人事異動方針等を制定するのが流れになっておりますが、例年県の方針が示される時期が10月の中旬で、11月の高等学校教員の異動希望票提出まで残り時間がございません。こうした事情により、本来県の方針を受けてからお諮りすべきところではありますが、例年の方針等に基づき、10月の教員委員会議において提案させていただいております。

県の教育委員会に問い合わせをしましたところ、平成25年度の県人事異動方針及び人事異動実施細目について、異動対象となる期限などの大きな変更点はなく、24年度とほぼ同じ内容であるとの回答を得ております。

それでは、資料6ページの人事異動方針対照表をごらんください。

今年度の人事異動方針においては、県の方針に倣い、序文の一部を改めております。

人事異動による校内組織の活性化が何を目的とし、その資するところが何であるかを順序立てて整理した表現といたしました。また、同じく県の方針に合わせ、「適格者」から「適任者」へと用語を整えております。これは続く「管理職等」という表現が選考試験を経た管理職ばかりではなく、学校運営上のミドルリーダーを含めた職員を指しているためです。

次に、同じく6ページの人事異動実施方策対照表をごらんください。

県の人事細目では、既に昨年度からこの1項目が加えられております。県と市の共通異動施策として整合性を持たせるため、また、人事異動方針の第1、一般方針に明記された内容との対応を図るために、今年度新たにつけ加えさせていただきました。

以上、市立高校の人事異動方針並びに人事異動実施方策についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

議案第51号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入

ります。

山田委員 新旧対照表を拝見しています。6ページです。文章を変えられているんですが、後半にある「本市教育の振興を図るため」と旧のほうであったものが、新のほうでは、「本市教育の一層の振興を図るため」というのが前のほうに来て文章を整理されたというご説明だったかと思います。そのほか、この方針の中で何か変更する上で目指したものが特にあれば、そこを教えてくださいたいと思います。文章の整理以上のものではありませんか。

学務課長 原則、県立高等学校との整合性というのを中心にやってきておりますが、あくまでもその中でも「本市の教育の一層の振興」というところを前面に出して新旧させていただいたところがございます。

山田委員 県のほうはまだ出ていない中で変えられたのは何か思いがあったんですか。

学務課長 先ほど申し上げましたとおり、県のほうが10月中旬以降ですので、その以前に既に県がこういうふうになっておりましたので、それを23年度のをまずは参考に、今年度は市のほうを変えさせていただきました。

山田委員 後を追っているということですか。

学務課長 申しわけございませんが、そういうことです。

山田委員 大きな目的はそんなに変わらないものだろうと思いますので、そういうことであれば了解しました。

あとは現実、勤続10年を限度とするということで、今どれぐらいの年数を市立高校のほうにいらっしゃるのは分布というか、平均なのか、あるいは最長、あるいは、短い先生でどれぐらいかわられるものなのか、ちょっと実態を教えてくださいたいんですけれども。

学務課長 県立並びに市立高校の場合は、最長10年となっております。今、市立高等学校では13年の方が一番長い勤続年数になっております。10年を超えている者はもう1名、11年というのがございます。それから、3年は配置がえを行わないとなっておりますので、おおむね平均年数としましては……。

学務課指導主事 平均というところはなかなか出てまいりませんで申しわけございませんが、3年未満の職員が3分の1ほどおおむねおりますので、平均いたしますと五、六年あたりかというふうに思います。

山田委員 続けてすみません、そうすると来年度となるのでしょうか。3月、4月の人事異動では、規模とするとどれぐらいの方が、今おっしゃっていた13年、11年の方も対象になるということで、対象には現実にはかわられるかどうかちょっとわかりませんが対象だと思うんで

すが、それを含めてどれぐらいの割合、あるいは数でかわられることを想定されているのでしょうか。

学務課長 年度ごとの異動の数ということですよ。

山田委員 昨年度実績で。

学務課指導主事 年度ごとにばらつきはございます。昨年度は大変大きくかわりまして、20名以上の職員の異動がございましたが、その年におきまして、次年度を見据えた異動計画、また、学校長の経営方針等に沿ったものになってまいります。また、県の職員から市立高校のほうへ割愛される適切な人材が多いかどうか、いろんな要素がございますので、なかなか見通し的には難しゅうございます。

山田委員 これはお願いというか、どういう過程で交渉、県教育委員会とかですが、決まっていくなかというは大変難しいと思うんですね。1人動かせば必ずもう一人、あるいは同じ教科のバランスもあるでしょうし、ただ、市立松戸高校も、例えば勉強の面で大変頑張って成果が出つつあるというふうにお聞きしていると認識しています。これは先生方の優秀かどうかというは大変難しい評価だと思うんですが、できるだけそういう意味では優秀な先生方の確保をどのような手法でなさるのか、ちょっと素人にはわからないんですけども、お願いしたいというふうに思います。現実、どれぐらいの時期にどう頑張ると、先生方と話し合いが行われているか。

学務課長 なかなか難しいご質問で、実際は学校にいる校長が当然人事権を持っておりまして、校長が中心になって県教委との交渉になっていくと思います。それについては、教科のバランスだけではなく、部活動の顧問の関係であったり、さまざまな年齢構成であったり、所要層はかなりたくさんあって、そういったものについては校長と我々のほうで適宜話し合いをして、校長の意向を尊重しながら、今ご意見にあったような我々の希望も伝えながらやっていきたいとは考えておりますが。

山田委員 よろしく願いいたします。

川村委員 6ページなんですけど、旧と新がありますが、一般方針の中の2番のところ、そのところの管理と指導に優れた適格者というのと、新のところでは適任者というふうに言葉が変わっています。そういうふうに変えた理由は……。

学務課長 先ほど私がお話ししましたとおり、あくまでも選考を通過した管理職等ではなく、あくまでももっともっとすそ野を広げていって、これからの次の世代を担うミドルのリーダーまでを含めてやっていくためにはこの用語が適しているのかわかりませんが、幅を

広げるという意味合いでの……。

川村委員 適任者。

学務課長 ということだと理解しております。

川村委員 わかりました。それからもう一つ、4ページ、第2の異動方策、ここで「原則として」と書いてあります校長と教頭の同時異動は行わない、これについては本当に大事なことだと思います。市立松戸高校では、副校長、指導教官、主幹教諭、指導教諭等については、置いておくということは考えていないということでしょうか。その辺を教えてください。

学務課指導主事 副校長、それから主幹教諭、指導教諭、これらにつきましては現在、研究をさせていただいています。必要があるか、ないか、また、置くことによってどんな効果が得られるかといったようなことを幅広く考えさせていただいている段階でございます。現時点では校長1名、教頭1名でやっております。

川村委員 もう一ついいですか。女性管理職のところ5ページですけれども、登用に当たって女性の積極的な登用とともに書いてあります。昨年度のお話し伺っていると、国際人文学科のほうには女性の教諭が課長として登用されたというお話を伺っています。ほかに女性の先生方の中で管理職登用に当たって、現在学年主任だとか、あるいは教務主任とか、そういうような地位についている方はいらっしゃいますか。

学務課指導主事 現在、女性が各文掌主任や学年主任というケースは、現在のところ、国際人文科長以外はございません。ただし、学年副主任などでご活躍いただいている方が数名おります。

川村委員 できれば、その辺をふやしていただければ、女性の立場としてはありがたいなと思っておりますので、検討してください。

それから、昨年度、キャリア教育の研修に積極的に先生方を送り出しているということが出ていました。京都の堀川高校への派遣もされて、そういうキャリア教育をされながら、女性管理職の登用を図っていきたいということだったようです。今年度は、その辺はどうなんですか。そういう形の派遣というのは考えていらっしゃるんですか。

学務課指導主事 視察ですとか、あるいは研修といったような形のもの、現時点ではさまざまな国や県のものによる形以外で、本校独自の視察、研修などについては、現段階では計画はございません。

川村委員 できれば、女性のそういう地位がもう少しできるような状況に持って行って管理職にさせていくというのが大事なことだと思います。いきなり先生が管理職になるというのは

大変なことです。その前に学年主任、教務主任、研究主任等につけながら育てて管理職にさせていくということが必要ではないでしょうか。意見です。

瀧田委員 これは県の方針に従ってということなので別に異論があるというわけじゃないんですが、ちょっとご説明いただければと思って発言します。

一番最後の6ページの実施方策のところ、3番の障害のある職員についてはという項目が新しく明記されていますね。今までは文章にされていなくても、もちろん障害ある職員さんは当然いらしたわけでしょうけれども、ここの文章に明記されたことによってどういうような違いというのが考えられるのかなと。今まではこういうこと書いていなかったけれども、こういうふうに対応していたと。今回書いたらどういうふうになるという傾向が少し、どちらにとっていいのかなというのがわからなかったので何かご説明できればしてください。ただ、文章をそこに持ってきたということであれば、それはそれで結構です。ちょっと大変難しいところだろうと思います。

学務課長 高校に限らず、当然それは小学校からすべての学校の職場において、障害のある方でも働きやすい職場をつくるということが原則でありますので、そういう意味での明記だと思っております。ですので……。

瀧田委員 前にもいらしたわけでしょう。

学務課長 いても、ですから、改めて書くことによって適正な配慮をしていくということ……。

瀧田委員 配慮というふうを受け取っていいんでしょうか。というのは、障害というのは最初から障害がある場合と、就業後に障害がはじまった場合と、その両方を含んでいると思うんですが、個人の意思を尊重するのか、それともここの文章に書いてあることによってある程度管理側からの方向性というのが作用するのと思ってちょっと聞きました。でも、難しいところだと思うので、多分そこはお答えいただけないかなと思うんですけども、どちらかというのと保護するという。

学務課長 決して排除の論理ではないと思っております。

瀧田委員 そういうふうにあってほしいと思いますので、よろしく願います。

川村委員 関連して、本当にこれが新のところに明記されましたけれども、文部科学省によると、やっぱり精神疾患で休職する教員は、5,000人以上も増えて10年前から1,000人以上増えたという報告もあります。市松では精神的疾患で休職という方はいらっしゃいますか。

学務課指導主事 現在はおりません。

川村委員 こういう人たちの支援態勢の構築が必要だと思っています。よろしくお願ひいたします。

八田委員 私たちと接点が多いんですけども、養護教諭の配置がえというのは原則同じですか。10年未満と、10年以上は入っていないというのは、同じ考え方でよろしいでしょうか。養護教諭の。

学務課指導主事 原則は同じというふうになっております。ただ、あくまでも各学校お1人ずつですので、なかなか異動が硬直化する傾向にあるように聞き及んでおります。

八田委員 わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょう。

本市の教育の一層の振興を図るというのは、市立松戸高校だけではなくて、松戸市内の中学校、小学校も含めた全体の教育という含みですよね。したがって、それがあから5ページの4にも小学校、中学校との人事交流も推進、促進するとあるわけですね。人事異動については校長が人事権を持つので、県との折衝に当たっては松戸市の市立松戸高校の要望を積極的に具申するという事です。それはぜひお願いします。

音楽教育の例はとてもいい例です。これは、松戸市の教育にある程度の一貫性を持たせようという意図がありましたので、校長先生にも入ってもらうとか、小中の先生との交流も図るとか、さまざまな工夫を検討していただきたい。そうすることで、市内の中学校の子供たちが、市立松戸高校に進みたいという空気をぜひつくっていただきたいですよね。それが願ひです。そういう教育は、本市教育の一層の振興に役立つと思います。

もう一点は、我々はこの委員会では松戸市立高校の教科書の選定もやっていますが、教科書の選定を行う場合には、松戸市の教育をよくしたいという前提でやっています。教科書の選定を考えると、教員の異動についてはバランスのとれた人事も願ひしたいということです。高等学校の教科はかなり高度になっていますから、それに対応できる教員を願ひしたいということです。

それでは、議案第51号につきましては、これで質疑及び討論を終結し、採決したいと思ひます。

議案第51号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第51号は原案どおり決定いたしました。

◎報告等

委員長 最初に、新電力による学校（小中高）への電力供給についてお願いします。

教育総務課長 よろしくお願いいたします。教育総務課でございます。

ご報告申し上げます。一番最後の資料で2枚組のものでございます。

1枚目は文章、1枚目は図のようになっております。文章のほうからご説明申し上げます。
新電力（pps）による学校（小中高）への電力供給について（報告）というデータでございます。若干ご説明の部分がございまして恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

まず、1番の新電力（pps）による電力供給の背景ということでございますが、従来の電気につきましては東京電力のみということでございまして、東京電力以外の発電・供給の会社は、現在では新電力でありますとかppsという略称で呼ばれてきております。今までに電力の調達を東京電力からこの新しいところに切りかえるという自治体も一部ではございましたが、あったというふうに聞いております。

経過的に申し上げますと、一般の家庭はご承知かもしれませんが、規制部門ということでやはり消費者の保護ということで規制がかかっています、こここのところ政府が電力料金の値上げを認可する、しないということで一時マスコミ報道なんか随分されましたけれども、それ以外の学校も含めまして事業所の部分は自由化部分ということで、平成12年から少しずつ段階的に新しい電力の供給形態が認められてきていたというふうに聞いております。

恐縮でございますが、2枚目のA4横の資料をごらんいただけますでしょうか。

その新電力による電力供給の仕組みのイメージ図でございまして、まず上のところは、3つ矢印がございまして、左から発電と送電と受電ということで、発電のところでご承知のように電気を発電してつくって送電網で電気を送ると、それで受電で電気を受け取って使用するということでございますが、その下の左から、今までの電力がどのように供給されてきたかということですが、まず①で東京電力の発電設備で電気がつくられると。その次に、右に移りまして、東京電力の送電網で電気が送られてまいりまして、③で小中高ということで、学校でその電気を受け取って使用するということでございました。

新しいやり方は、Aということで左の下でございまして、新しい新電力と呼ばれる事業者が電気をつくると。それを東京電力の送電網に流すといいますか、それで電気を送ると。それで、③の小中高の学校に届くということでございます。

真ん中の下のほうにコメントが数行書いてございますけれども、従来型の東京電力のパタ

ーンを使用するか、新しい新電力によるものを使うのか、どちらかは選択できますよということをございまして、電力の一番問題になる安定供給ができるのかということをございしますが、今ご説明を申し上げましたように、新しい事業者が例えば新しい送電網をつくって電気を送るというわけではございませので、基本的には今までのところと同じ水準の電力が供給されるというふうにお聞きしております。

恐縮でございます、もう一度先ほどの文章の資料にお戻りいただきまして、1の四角い印の3つ目のところをございしますが、これもご承知のように、4月から東京電力の料金が非常に値上がりを行いました事業所も一般の家庭も含めまして、そういったことも含めまして、新電力を活用して経費節減に努めたいということで、このところ企業自治体が非常にふえているということをございます。

次の2番目の松戸の状況をございますが、これにつきましては政策的動向のご紹介ということになると思いますが、まず1つ目の本年の6月の定例会でございすけれども、一般質問がありまして、財務本部長のほうから直ちに導入するということは難しいと、そういう答弁を申し上げた経過がございます。その定例会終了後に、財務本部のほうから私どもに対しまして、こういった新しいことについても検討していただけないかということの依頼がありまして、私ども教育総務課を中心に検討してまいりました。

次の四角のところをございますが、終わったばかりでございすますが9月の定例会で、今回の議会でございすますが、財務本部長のほうから今度は学校や総合公園について、21世紀の森と広場ですけれども、そこについては導入できる余地が非常にあるということですので、積極的に進めたいというような内容のご答弁を申し上げております。

その辺の理由も含めまして、3番の今後の対応ということをございすますが、まず1つ目の四角のところをございすますが、申し上げるまでもないんですけれども、学校は冷房による電力需要が急増する夏の期間に、夏休みでございすので電力使用量が急増しないといひますか、増加しないということで、非常に事業者側としては電力を供給しやすいという特性があるということをございます。

それから、下のところで、導入に伴うリスク・負担が僅少で経費節減が図れると。あくまでも大まかな概算ですけれども、少なくとも年間1,000万ぐらひは節減できるのかなというふうにございます。ですので、特に問題もなく経費節減が図れるということをご前提といたしすすと、早急な検討を進めて早い時期に電気の供給を受けたいというふうにございます。

今現在の状況でございますが、結論が出ているわけではないんですけれども、なるべく早くできる環境を整える、要するに事務的に申し上げますと、入札とかそういうことを事務的にしなくちゃいけませんので、もうそろそろやるという意味決定がなされればできる準備は完成しつつありますと、そういう状況に至っております。

特に学校現場に混乱なり負担があるということは絶対に避けなくちゃいけないことですので、この辺のリスクとか負担が少ないということを若干ご説明申し上げますと、1つは繰り返しになりますが、電気を送ったりつくったりするということは、東京電力と別に離れているわけではなくて、基本的にはそこを利用してまいりますので水準がよくなったりということはないんですけれども、逆に低下して電力が送れないとか、そういったことはないということをはっきりしております。

それから、負担というのも、一般的には新しいやり方をしますといろいろな事務的な手続ですとか、そういったのが多いわけですが、今回の負担というのは1つだけございまして、それは各学校に電気を受け取った、電気の使用量を図るためにメーターがついてございます。それを新しい事業者側がそこにつけ加えないと幾ら電気使ったかわからないので、その辺の日程の調整を学校にお願いするというのが唯一ございましてけれども、あとは事務局側の作業でございますので、学校現場には負担は基本的にはないというふうに考えてございます。

といったことで、正式な意思決定云々というのも市の行政部門との調整が主になりますけれども、はっきりした段階でまたご報告なりとは思いますが、きょうのところは、そういった検討を申し上げているということのお伝えを申し上げたいと思ひまして本日ご説明にうかがいました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

何かご質問ありますか。

川村委員 この近県で、小学校、中学校も既にそういう新電力を使っている学校はありますか。

教育総務課主査 近隣では、市川と船橋が今年度の10月からpps、1年間ですけれども来年の9月まで、電気をppsにしております。平成19年からは千葉市が全校、平成19年から長期継続契約という形でppsに切りかえをしております。検討していますという市は浦安市で、学校で検討しておりますというご報告をいただいております。近隣ではそのくらいです。学校に関しては。

あと、各庁舎に関しても少し伺ったんですが、各庁舎の入札に関しては不調になってしま

った市町村が多くて、今回は船橋、市川は庁舎と学校とあわせてppsを導入する予定だったんですが、庁舎のほうは入札不調ということでppsの契約はできませんで、東京電力と契約を結んでいるそうです。

川村委員 ありがとうございます。

委員長 ほかに。

川村委員 かなり経費が削減されるのですね。

教育総務課長 先ほど言いましたように、入札をしてみないとあれですけども、一応予想といたしましては、年間1,000万はふえるだろうと。

委員長 ありがとうございます。

次に、通学路における放射線量の測定についてを、お願いします。

教育総務課長 同じく教育総務課でございます。よろしく願いいたします。

お手元にお配りをいたしました「通学路における放射線量の測定の結果について」という文書でご報告、ご説明を申し上げます。これは、前回の教育委員会会議のときに、まず口頭で速報的な形でお伝えしたものを、その後の経過も含めまして改めてペーパーにいたしましたのでございます。

まず、1番の測定期間でございますが、本年の7月30日から8月23日まで実際に測定を行っております。測定の要員は、2番でございますが、こちらの建物におります事務局職員が応援体制ということで、実際、実人員で18名参加いたしました。それから、測定箇所は、学校周辺の主要な通学路ということで、すみません、約となっておりますけれども269カ所測定をいたしました。測定方法は、道路面から5センチの高さでの測定ということで、一番最初に測定をいたしました今年の11月と、それから、前回の本年の2月と同じ測定方法でございます。

測定結果でございますが、5番でございますけれども、269カ所のうち数値として改善しました箇所が246カ所、全体の91%、数字がよくなったということでございます。放射線量が減ったということでございます。逆に数値が悪化した箇所も8%ほどありまして、22カ所ということでございます。それから、変更がない箇所が1カ所で1%程度ということになっています。

次の(2)の数値変動の原因ということでございますけれども、これもご承知のところでございますが、雨が降ったりという天候の影響で放射性物質を含んだ汚泥ですとか汚水が道路ですとか側溝を流れるということでございますので、ちょっと人為的にはなかなかいかん

ともしがたいところなんですけれども、そういったことで数値が動いているということでございます。

それから、汚泥や汚水を保管したり処理をする、通称で仮置き場と言っておりますけれども、そういったものを確保されておられませんので、本来であれば、放射線を含んだ泥ですとか、そういったものはそこへすくって置いて完全にきれいにできるわけなんですけれども、今現在それが不可能でございますので、洗浄したりというようなことにとどまっております。その関係で、なかなか根本的な解決にはなっていないんですけれども、放射能の担当部門では、今精力的に仮置き場を市内で確保できないかということで動いているそうですが、これもご承知のとおり、なかなか放射性物質を預かる場所というのもなかなか難しいので苦慮しているというふう聞いております。

それから、次の（３）の関係課への連絡ということでございますが、道路維持課と申しまして道路管理の担当課がございまして、そこへ詳細なデータは前回、前々回もそうですけれども送って、今申し上げました洗浄ですとかそういったことを順次してもらおうという手続を踏ませていただいております。

次の６の公表でございますが、各小学校別の地図に測定箇所と測定の数値、過去、今回も入れると３つの時点があるんですけれども、それをプロットした図示したものを市のホームページに掲載してまいりたいと思っております。本日ご報告ができましたので、なるべく早い時期に公表をしたいと思っております。

それから、その後の経過でございますけれども、今回の測定後、市民の方から３件ほどお問い合わせがございました。このところ全くなかったんですけれども、多分予想ですが７月３０日から、今度は民有地についても除染をしますよということで受付を開始しましたので、市民の方の関心もまた少し高まられたのかなというふうには思っております。

この資料作成後、つい昨日じゃないんですが、先日も１件また改めてお問い合わせがあったりということで、しばらくお問い合わせがあろうかなと思っております。

７の今後の対応でございますが、当然でございますけれども、今後とも定期的な測定をしてまいりたいと思っております。次回は冬といいますか、秋口になりましたけれども、また行いたいと思っておりますが、通学路の関係は以上でございますが、続けて教育施設課のほうからご説明を申し上げまして、ご質問はまとめて承りたいと思います。よろしく願いいたします。

教育施設課主幹 教育施設課の樋口と言います。よろしく申し上げます。

除染の進捗状況についてという用紙なんですけれども、まず松戸市の放射能対策総合計画に基づいて、主な生活空間の平均的な空間放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 、1時間当たりなんですけれども、未満になることを目指して放射能低減対策を実施しております。

その次に、これまでの除染の実施計画ということで、去年の10月から線量の高い場所、ポイントなんですけれども、そこを部分的に除染作業を行ってきました。それは去年度で一応終わりました、ことしの4月からは全学校を対象に学校ごとに除染をやっていこうということで、4月より対象範囲を校地内全体に拡大させ、放射線量の低減化を図っております。主な公立学校の生活空間である校庭部分に関しては、8月末で完了しております。

下の表なんですけれども、主な生活空間の校庭でありますけれども、小学校は44校中44校、中学校は20校中20校、高等学校は1校中1校、既に校庭部分は完了しております。

今後については、ポイント的に児童が通常立ち入ることのない毎時 0.23 マイクロシーベルトの箇所についても引き続き実施していきますということで、校舎の裏とか校庭外とか、そういうところに対してもこれから実施していくということであります。

以上なんですけれども。

委員長 ありがとうございます。

原発事故さえなければ本来しなくてもいい仕事をさせられているわけですから、大変ご苦労なことだと思いますが、市民の皆さんはやはり心配しています。

一つお聞きします。一生懸命除染をしてくださる、それはとってもありがたいことですが必要なことだと思います。土の平面はそれで少しずつ低減化していった生活空間上は安心、あるいは安心になりつつある。問題は、放射線が雨水等で河川に流れた場合、河川の汚染度というのはどのように変化するのでしょうか。

例えば、松戸市で言えば、坂川、新坂川、富士川、江戸川、そういった市内にある水辺はどういう変化が見られるのでしょうか。

教育施設課主幹 これはちょっと管轄がまた違う河川整備課、そちらのほうの管轄なんですけれども、うちでいう学校からは、確かに雨水とか樋とか、そここのところのそれがまず入っていたり、正直言ってたたきに直接流れたりするんですけれども、そういうところの線量は結構高いです。そこを根本的に、土ならばそれは天地返しとかで解決できるんですけれども、それがたたきに直接流れていったりすると、それを下げるということはコンクリートにしみついちゃっているの、正直言ってできてないですね。

河川とちょっと話したことあるんですけれども、河川も水の中にもし入っていたら、それ

が計測できないというようなことで言っていましたけれども。

委員長 放射線が河川に流れた場合、それはすぐ魚介類等に影響を及ぼしますね。しかも水は海に流れていくわけですから、また海で同じようなことが見られるわけですね。それがどんな変化を示しているのか、ちょっと気になります。

教育施設課主幹 そうですね。もう少し河川とも情報交換して。

委員長 そうですね。もしわかりましたら、次回にでもあわせてお知らせいただければありがたいですね。

最後に各部活動における松戸市小中学校児童生徒の活躍について、お願いします。

学校教育担当部長 秋を迎えまして、文化的な大会が行われるようになりました。とりあえず音楽関係についてまとめた表が今このお手元にある表でございます。それで、合唱と吹奏楽という大きな形で6つの大会なんですね。そこに書かれているとおり行われておりますし、これからもまた引き続き行われるということでございます。

最初のほうから申し上げますと、まず一番上の千葉県吹奏楽コンクール、これは酒井根中が全国大会まで行きました普門館で続いているという大会でございます。昨年度四中が最後まで行った経緯がございますけれども、この大会が県から3校、一中、三中、和名ヶ谷中が出まして、その県の大会から関東大会にその3校は呼ばれているところでございましたが、関東大会では和名ヶ谷中学校だけが、三中さんと和名ヶ谷中が金賞をとったんですけれども、和名ヶ谷中学校が全国大会へという形で、会場が普門館ではなく名古屋のほうの国際会議場というところで10月31日に行われる予定になっております。これが1点でございます。

続きまして、下の千葉県マーチングコンテストということは、吹奏楽なら吹奏楽団が歩いたり演芸を披露したりというものでございますが、そういうようなものを和名ヶ谷中学校が関東大会を経て、関東大会が千葉県幕張メッセのほうで行われまして、10月8日ですね、その後、その結果次第では11月18日の大阪城ホールのほうへ結果がよければ全国大会として予定が組んであります。

合唱が3つあるんですけれども、NHK学校音楽コンクール、これは合唱でございます。9月の中旬に行われたものなんです。関東大会は中学校で第一中学校、高校では市立松戸高校が初参加という形で出ております。一中は随分有名で、全国でもいい賞をとったりしているんですけれども、市立松戸高校が創部2年目ということで快挙を得ているところだったんです。両方とも全国大会という夢を見ていたんですけれども、関東大会では銅賞、高等学校については奨励賞という形で賞をいただいた結果で、全国大会は断たれておるところで

ございます。

ただ、先ほど關委員長さんもおっしゃったように、音楽関係で高校へつながるといふ部分は、9月30日にNHKでこの関東大会の様子は放送されましたので、それには松戸市立、今までは第一中学校のみが活字で紹介されるところが、松戸市立松戸高等学校という形で紹介されていまして、小学校や中学校の子供たちにとっては市立松戸高校ではそういう道があるんだなということで、ちょっと希望がわいた子供たちもいたんじゃないかなと思っております。これが3番目でございます。

4番目が、千葉県合唱コンクール、これについては、一中と市立松戸高校がそれぞれ金賞をとりまして関東大会へ出たんですが、9月22、23日にそれぞれ大会が行われまして、銀賞で、これは全国大会のほうにはちょっと行けなかったという形であります。ですから、NHKと千葉県合唱コンクールのそれぞれ全国大会までの結果が出ているんですが、上の吹奏楽、また、その下の5つ目の管弦合唱コンテストというのが吹奏楽で一中、小金中、和名ヶ谷中というのがあるんですけども、これについてはテープ審査というのがございまして、テープ審査が通りまして、一気に全国大会というところに3校が出るようになっております。これは文京のシビックホールというところで行われますが、それについては、それ以前の吹奏楽コンクールで、全国ネット活躍している学校が参加しまして、ことしは13校全国に出る予定です。ですから、数がかなり少ないところに松戸が3校出るとまた、TBSの子ども音楽コンクール。これも合唱でございます。それに今度は牧野原小学校、第一中学校の混声四部と男性四重唱で参加しておりまして、この後、東日本優秀演奏発表会というのが12月26日に江戸川区のほうで行われまして、その後、その結果次第では2月23日に全国大会というような形で。

一応ここには書いていないんですが、こういった市内で活躍している学校が毎年11月に受賞記念コンサートということで、応援して下さった市民の方にお礼を込めて発表会をするというのが、ことしは11月10日土曜日に、午前中なんです、小学校と中学校、ことしは市立松戸高校も合唱頑張りましたので参加いただいて、全部で8校ほど参加予定でプログラムを今組んでいるところでございます。会場は森のホールでございますので、また近くなりましたら案内のほうはさせていただきますが、「広報まつど」のほうでも案内をさせていただきますけれども、そういった形で市民のほうにはご連絡はさしあげたいなと思っております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ことしもこれだけ頑張ってくださいました、うれしいですね。

特に小金中がすごいですね。ロボットでも活躍して、今度は管楽器のほうでも成果を上げています。こういうふうにあちこちの学校で実績を出してくれるとうれしいですね。ぜひ指導してくださる先生にお礼を申し上げます。

山田委員 商工会議所の会報の10月号が、活躍する松戸の学校という特集で、10月10日出ます。中学校。何かそこで知ったんですけれども、県立ですけれども、高校は演劇がすごいんです。何か非常に競って大変激戦区だと。中学で演劇部というのはないですよ。

教育長 ありますけど、そこまでには行っていません。

◎その他

委員長 最後に、その他に入りますが、その前に委員の皆さん、何かございますか。

(「ありません」の声あり)

委員長 なければ、ここで私より報告がございます。

このたび、川村絹慧委員長職務代理者の教育委員としての任期がこの10月7日をもって満了となり、教育委員をご退任されることとなりました。

川村委員は、昭和38年に青森県で中学校教諭になられ、その後、すぐ千葉県内にて教鞭をとられました。昭和62年に松戸市立和名ヶ谷中学校へ赴任され、その後、平成13年に小金北中学校校長の職で退職されるまで松戸の中学校教育にご尽力をいただきました。そして、教育委員としても、学校教育現場で得られた豊富な経験と識見をもとに、日々自己研さんに励まれるとともに、教育委員会会議においても積極的かつ的確なご意見を披露されるなど、本市教育行政の発展に大いに貢献いただきました。

最後になりますが、恐縮ですが、川村委員より一言ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

川村委員 大変皆様にお世話になりました。この4年間、本当にいろんな方々からたくさんのお力添えをいただきながら勉強させていただいたこと、心から感謝申し上げます。

私は、教職生活38年、そして、退職してから学校指導員をはじめとして文科省の問題をかかえている学校の自立支援学校指導員など、12年間教育にかかわる仕事をさせていただきました。合計すると50年間走り続けてきました。これからは、私たち退職した校長先生方の中で立ち上げたNPO法人教育支援三アイの会のボランティア活動を続けてまいりたいと思っ

ております。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

委員長 どうもありがとうございました。

先生には、ご退任後も引き続きご指導、ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、今後のさらなるご活躍を祈念いたします。ありがとうございました。

それでは、事務局、次回の教育委員会会議の日程についてお願いします。

企画管理室専門監 平成24年11月の定例会でございますが、平成24年11月15日の木曜日、午後2時からこちら5階の会議室で開催されたいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

委員長 11月15日ということですが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は、平成24年11月15日木曜日、午後2時から教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成24年10月の定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時12分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員